

社会的養護における子どもの権利擁護の実践とは

社会的養護の現場から考える

Child Advocacy of Human Rights Practices in Social care

河村浩世

KAWAMURA Hiroyo

京都芸術大学 こども芸術学科

Department of Art and Child Studies KYOTO UNIVERSITY OF ARTS

Key words:社会的養護, 権利擁護, 子ども最善の利益

目的

本研究では、社会的養護における現場で、社会的養護の理念や権利擁護がどのように理解されているのか現場の実践から検討したものである。

1989年に国連で子どもの権利に関する条約が採択されてから、日本は1994年に批准国となった。それから子どもの権利に対する社会的認知が広がり、2016年児童福祉法改正の中でも、子どもの権利条約の理念が明示されている。社会的養護で生活している子どもは、被虐待児など家庭的環境上、養護を必要とする子どもに対し、公的な責任で社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人であり、施設養護と家庭養護に分けられる。全体の半数以上の26,103人が乳児院・児童養護施設で生活している。施設で生活している子ども達の7割以上は虐待を受けている。子どもの施設生活の大部分は、担当職員からの子どもへの関わり大きい。家庭生活で子どもの最善の利益が守られなかった子ども達を社会的養護の中で権利を認め、虐待から回復するための十分なケアが求められる。社会的養護における施設での生活場面では、子どもの権利擁護という枠に収まりきれないほど、求められる実際のケアは多岐に渡る。では実際に、社会的養護の現場で、子どもの権利擁護を守るための意識がどのように実践され、子どもに還元されているのか、検討することを目的とする。

方法

本研究の対象者は社会的養護の現場で、施設長の経験がある職員2名にインタビューを行った。インタビュー内容は調査対象者の了解を得た上でICレコーダーを用いて録音し、適宜筆記による記録を行った。分析方法は、佐藤(2008)の定性的コーディングを参考に、インタビューにより得られたデータから、逐語録を作成した上で、意味上まとまりのある部分を取り出しコード化し、カテゴリーを生成した。考察に際しては、社会的養護の基本理念にある子どもの権利擁護の実践の検討を、社会的養護の理念である子どもの最善の利益を追求する場面で分析を行った。

倫理的配慮

本研究にかかる調査は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を厳守して行った。

調査対象者には、事前に「研究参加者への説明文書」を送付し、文書及び口頭により、研究の主旨や任意性、匿名を条件に個別事例が特定されないよう配慮すること、データの取り扱いに関すること等の倫理的配慮について説明し、書面にて同意を得た。

結果

分析の結果、社会的養護の現場における子どもの権利擁護の実践について、20のコード化単位が生成され、5のカテゴリーに整理された。これらを社会的養護の理念である「子どもの最善の利益」を追求する場面で分析を行い、具体的な子どもの権利擁護の実践について検討した。カテゴリーは【】、コードは◇で表記することとする。子どもの権利擁護における実践については、【子どもにとって心地よい生活】【子どもの主体性】【職員集団のあり方】【養育技術の専門性】【施設と社会のつながり】という5つのカテゴリーから生成された。

【子どもにとって心地よい生活】は、生活の中で子どもの思いを察する能力が求められる〈子どもの理解〉、〈子どもの思いを尊重する〉〈個別に対応する〉等生活のあらゆる場面で必要な対応である。子どもが選ぶ〈心地よい生活〉を養育者は生活の中で常に追求していくことが求められる。【子どもの主体性】は〈子どもの声を聞く〉ことで生まれ、〈子どもが選ぶ〉ことを尊重し〈職員が継続して対応〉することで生まれる。【職員集団のあり方】は〈職員同士の支援の共有〉や〈様々な専門職による多角的な視点〉、〈互いに助け合える関係性〉〈施設の環境構造〉〈人材育成〉の必要性が明らかにされた。【養育技術の専門性】では〈養育技術の向上〉や〈養育者の葛藤〉〈深刻な虐待を受けた子どもの理解〉などが指摘された。【施設と社会のつながり】では〈新しい視点を取り入れる〉ことや〈外部の人の指摘〉を取り入れることが重要である。